

令和元年6月20日現在

機関番号：31309

研究種目：挑戦的萌芽研究

研究期間：2015～2018

課題番号：15K13188

研究課題名（和文）地域づくりにおける三職種の連携・協同の実践モデルの構築に関する実践的研究

研究課題名（英文）practical study on how to make collaboration of different professionals for community development

研究代表者

槇石 多希子 (makiishi, takiko)

仙台白百合女子大学・人間学部・教授

研究者番号：80209402

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,700,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、地域づくりにおける三職種の協同関係と専門性、研修の方法を開発することに目的があった。この研究では、社会福祉施設、地域包括支援センター、公民館の協力をしながら、地域づくりの協同実践を行い、小学校区くらいまでの地域のキャパシティを高めるために、具体的なCCD実践の計画化と実践をとおして連携・協同関係構築の方法構築と課題を明らかにした。あわせて、職員に求められる専門性の内実と養成のためのカリキュラム、研修方法についての提案をつくることができた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

社会福祉と社会教育という両領域の連携の必要性を強調すること自体は新しい主張ではない。しかし、これまでの研究では、連携・協同を進める具体的な方法論や実践的な提案はほとんど具体化されてない。しかも、新しい課題を遂行するには、新しい力量が求められるが、こうした具体的な検討を行った研究は皆無といえる。さらに、その専門的力量を高めるためのカリキュラムや研修方法の提案も手付かずの課題である。社会福祉学と社会教育学の研究成果を統合しようとする点、社会福祉領域の実践者との共同研究・共同開発の実践的研究もはじめての試みである。

研究成果の概要（英文）：The aim of this study is to explore how to make three different professionals in community development, and to develop training method. In this project, we tried promote community capacities made on the basis of collaboration between care workers, staffs of community support center, and community educators. At the end, we revealed how to make collaboration for practice of community capacity development. In addition, we proposed training programs to promote their abilities.

研究分野：教育学

キーワード：地域づくり コミュニティ・キャパシティ 連携・協同 専門職

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

(1) 地域づくり戦略としての、**community capacity development** (以下、**CCD** と略す) という概念は、**1990** 年代に途上国に対する国際的な援助の理念・戦略として **UNDP** (国連開発計画) により提案された。**UNDP** は、**CCD** を、「個人、組織、諸機関、社会が機能を果たし、諸課題を解決し、目標を設定したり、それを達成する能力を発展させる過程である」(**UNDP 1997**) と規定している。この **CCD** は様々な国の援助機関の援助戦略として採用されただけでなく、先進国の都市開発や農山村開発・再生論の試みの中でも活かされている (**Chaskin 2001**)。

(2) 社会教育実践や社会福祉実践の視点から重要なことは、地域のキャパシティを高めることにある。その実践では、継続的な学習と変化のプロセスであること、地域社会の個人や既に存在する組織のより有効な活用とエンパワーメントを重視していること、実践的戦略やプログラムをつくる際により体系的なアプローチをとることが必要である。これを実現するためには地域包括支援センターなどの社会福祉機関だけではなく行政の垣根を越えて、公民館等の社会教育機関・職員との協同関係を築くことが必要となる。しかし、日本ではこうした実践の必要性についての自覚に乏しく、また専門的力が問われるわけでもない。この点で、スコットランドのコミュニティ・エデュケーションセンターの仕組みは示唆的である。このセンターには、成人教育者、ユースワーカー、コミュニティワーカーの三つの職種からなるスタッフが配置され、連携・協同関係をつくりながら地域課題の解決及び地域づくりの実践を進めている。

(3) 日本の制度や地域課題に即して言えば、一つのセンターに三つの職種を配置するというよりも、これら諸機関が独立しつつも、連携・協同関係をつくりながら住民参加と地域課題の解決にあたることが求められる。本研究では、社会福祉機関、公民館関係者の協力をえて、これらの諸機関に配置されている専門職たちの協同実践をつくりながら、公民館をプラットフォームにした連携・協同の構築モデルの提案が期待されていた。

2. 研究の目的

(1) 本研究の目的は、地域づくりの方法論であるコミュニティ・キャパシティを高めるために必要な教育、福祉、健康に関する三つの職種の協同関係の構築の方法的戦略と、そのための職員の専門性の内実と養成のカリキュラム、研修方法を開発することにある。国際開発計画 (**UNDP**) や **World Bank** など国際機関では、途上国の社会開発、先進国の都市貧困地域の再開発、農山村開発の手法として、**community capacity development** という考え方を採用している。

(2) 日本の地域社会の抱える諸問題として、高齢化にともなう介護予防や、健康づくりなどの課題がある。しかし、この問題を解決するには、社会福祉の機関による個別アプローチだけでなく、地域にある公民館等の教育機関との連携、すなわち教育的アプローチが必要となる。地域社会は、社会教育、健康、社会福祉をめぐる実践の基盤として重要である。本研究では、教育と福祉のサービスを地域レベルで提供している諸機関 (公民館、地域包括支援センターなど) の連携構築を図りつつ公民館のプラットフォームとしての役割の意義と、具体的な実践手法を開発することをめざした。

3. 研究の方法

(1) 本研究は、**3** 年の研究期間を想定している。まず、**CCD** の概念の内外の研究動向を検討する。とくに、スコットランドのコミュニティ・エデュケーションセンターにおける三職種の協同と、専門職養成のカリキュラムについて、エディンバラ大学の研究者の協力で理解を深める必要がある。特定の地域をフィールドに社会福祉機関と公民館との連携・協同の「プラットフォーム」をつくり、地域づくりの実践を試みる。このために地域のキャパシティのアセスメントを試行的に行うとともに、その有効性を検証するために次年度に向けての **CCD** 実践計画を作成 (一部実施) する。

(2) 高橋満が作成したアセスメント指標の有効性を検証して、必要な修正を加えて、社会教育、社会福祉領域のキャパシティ・アセスメント指標を完成させる。以上を総合して、公民館職員の専門性を明らかにし、その養成・研修の提案をつくる。

4. 研究成果

(1) 公民館職員にとって、プログラムのデザイン・実施は中心的な位置を占めている。ところが、初心者の職員たちも、すでにあるプログラムをもとにして、自分の公民館への参加経験に依拠しながら、あるいは、大学で学んだ知識をもとにして、形式的には、プログラムをデザインすることが可能であった。その技能自体はもちろん進歩するが、基本は比較的容易に学べ

るわけである。

(2) しかしながら、それでは十分ではないと職員たちは考える。なぜなら、このプログラムには利用者のニーズも、地域住民の思いや参加の意思など大切な要素が欠けているからである。したがって、職員たちは、このニーズを把握(ニーズ・アセスメント)するために信頼関係を築く努力を重ねつづける。さらに、職員たちは地域資源を発見し、それを開発するためにコミュニティワークの手法を使いながら能動的に働きかけていた。こうした視点の転換自体が公民館職員としての力量の成長を表現していることを見てきた。

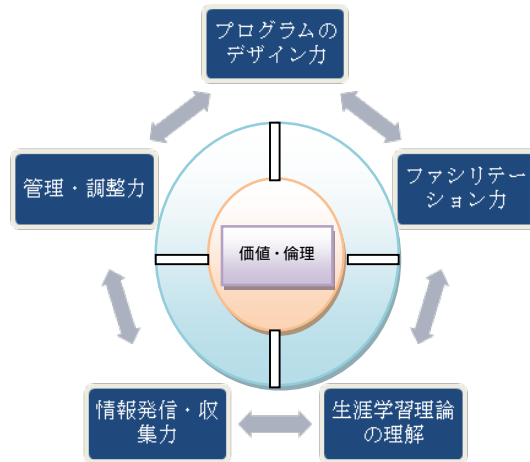
10年の経験を経た公民館職員は「一人前」以上の力をもっているであろう。彼らは、参加においても住民一人一人の自己実現を大切にしながら、その先に地域のwell-beingを高めることをめざしつつ、これらの資源を使って(ネットワーク化と資源動員)住民とともにプログラムをつくっている。

公民館職員の力量の構造

(3) 公民館職員たちにとって自分の成長がなかなか実感できない現実がある。

この点、「私にドンとまかせな」と自信をもって成長を確認できる看護師と大きく異なる。この揺らぎの理由の一つは、公民館職員の仕事が対人援助を中心とするものだからだが、もう一つの側面として専門職として必要とされる力量、これに対応する技術・知識の内容が明確でないからでもある。

そこで、これまでの公民館職員の語りの分析から整理される専門性を支える知識・技術、価値・倫理の関連を構造的に示してみたい。この点は、試論として公民館職員の方々に吟味していただきたい。了解可能でなければ、妥当性は確認されないからである。



公民館主事の専門性の構造(概念図)

(4) 第1に、中心には価値や倫理が位置づく。そのなかには「仕事に前向きな姿勢」もはいつてくる。この側面は、職員の方たちが重視している側面でもあるが、これは大切な点である。なぜなら、専門職ということであれば、「倫理綱領」として共有されるべきものだからである。先の分析では「一人ひとりの自己実現を支援する」ということであつた。この点は明確ではないが、職員の方たちが住民の方々の自己決定や参加を大切にしていることも、この価値や倫理に含まれるべき内容となる。

第2に、それを踏まえてでてくるのが利用者とのラポート、信頼関係をつくるための職員たちの姿勢であり、これをつくる技術である。洞察、認識、表現力などをふくむコミュニケーション力が必要となる。職員たちは日々の仕事をとおしてこうした力量を少しずつ高めている。その目標は利用者のニーズを正しく把握することである。

第3に、公民館の利用者との関係だけではなく、職員たちは地域に積極的に地域にでて住民との結びつきをつくらうとしていた。これがコミュニティワークの技法である。この内容を具体的にみると、4つの側面がある。地域ニーズのアセスメントの技術、資源を開発・動員する技術、資源開発と関係しますが、諸資源をネットワーク化する組織化の技術、そして地域計画づくりと評価の技術である。もちろん、これらを職員の方たちすべてが習熟しているということではない。ここには必要があるべきものを示している。

第4層が、職員の実行力を支えるより具体的な技術である。これは語りではあまり明確に触れられていなかった。職員たちは、ここで本当の勝負をしないということかもしれないが、やはり専門性を支える重要な要素である。プログラムのデザイン力、ファシリテーション力、生涯学習の理解、情報の発信・収集力、そして管理・調整力もキャリアパスを考えます

と必要になるであろう。

くり返しになるが、これはあくまで試論である。まずは、公民館職員の方たちが議論しながら、共通認識をつくりだしていくことが大切である。専門職は、すでにあるものではなくて、集団的に認知を広げ、つくりだしていく、広い意味で言えば、政治的なプロセスだからである。誤解を恐れずに言えば、なくても主張すべきことである（めざすべきものです）。

どのように力量を高めるのか

(5) 公民館主事たちは、独力で、試行錯誤しながらこうした理解をつくりあげてきた。しかしながら、それは個別の努力であって、決して、望ましい姿ではない。一人ひとりの職員は意欲も高く、利用者、住民とともに活動をつくるなかで、学びつづけていることがわかる。それは大切ではあるが、財団として見た場合、とくに専門職の集団として見た場合にも、新しく採用される職員たちの教育をどのようにつくっていくのか、ということを考えるべきではないか。なぜなら、公民館の職員の力とは、個人のものではなくて、住民と職員たち、異動してきた職員を含めて歴史的に蓄積してきた「関係的能力」だからである。自分だけで仕事はできないはずである。

この公民館主事の専門性の構造からは、職員が力量を高めるための研修の構成を理解することが可能である。

まず、第1に、もっとも外側の具体的な5つの力量の内容を見ると、これは学校というフォーマル・エデュケーションや職員同士のワークショップなど、ノンフォーマル・エデュケーションなどで学ぶことができる内容である。職員の研修機会を計画的に組織化することもできるだろう。

第2に、これに対して、コミュニティワークに関する力量である「ニーズ・アセスメント」、「資源の開発・動員」、「地域資源のネットワーク」そして「地域づくりの計画・評価」、そして第2層の利用者・住民との「信頼関係」、「レポートの形成」の技術は「ケース研究」や「事例検討会」がもっとも有効な方法となるはずである。学習論的にも、専門職者の力量形成は実践コミュニティへの参加のなかで図られるということが主張されている。この点は、分析を示さなかったが、大型館で職員同士の議論のなかでプログラムをつくる過程が「勉強になった」、キャリアのなかで「ぜひ経験すべき」といわれていることからわかる点である。

第3に、職員がもつべき「価値・倫理」は実践を方向づけるものである。「価値」とか、「倫理」というと大げさではあるが、この内容を明確化して、公民館職員としてどのようなことを大切にして仕事をするべきなのか、つねに実践をふり返ることが大切である。

公民館は市民に学び機会を提供する機関であるが、同時に、職員同士が学びあう組織でもあるべきではないだろうか。専門職、これがかかげるのであれば、その定例化と制度化は必須の条件である。

参考・引用文献

1. Beck, Dave, Rod Purcell, *Popular Education Practice for Youth and Community Development Work*, Learning Matters Ltd, 2010.
2. Bill ビル・リー著、武田信子・五味幸子訳、『地域が変わる、社会が変わる 実践コミュニティワーク』学文社、2005年。
3. Chaskin, J. Robert et al(eds.), *Building Community Capacity*, Aldine De Gruyter, 2001.
4. Field, John, *Social Capital and Lifelong Learning*, The Polity Press, 2005.
5. 福岡寿編著、『コーディネーターがひらく地域福祉』ぶどう社、2002年。
6. 平塚真樹、「移行システム分解過程における能力観の転換と社会関係資本：「質の高い教育」の平等な保障をどう構想するか?」、日本教育学会『教育學研究』73(4), 391-402, 2006年。
7. 木全和巳、『わたくしたちはソーシャルワーカーです 社会的な相談・支援の実践をつくる』萌文社、2007年。
8. 岩堂美智子・松島恭子編、『コミュニティ臨床心理学 共同性の発達』創元社、2001年。
9. 金子勇、『地域福祉社会学 新しい高齢社会像』ミネルヴァ書房、1998年。
10. Knowlton, Lisa Wyatt & Cynthia C. Phillips, *The Logic Model Guidebook: Better Strategies for Great Results*, 2009.
11. 国際協力開発機構、『途上国の主体性に基づく総合的課題対処能力の向上を目指して：キャパシティ・ディベロップメント～CDとは何か、JICAでCDをどう捉え、JICA事業の改善にどう活かすか～』国際協力開発機構、2006年。
12. 槇石多希子・高橋満「精神障害者の社会参加を支える支援ネットワークの形成」仙台白百合女子大学『人間の発達』第7号、21-45頁、2011年。
13. 増田直樹、『わたくしたちはどうつながっているか』中公新書、2001年。

14. 松端克文、「新しい地域福祉とコミュニティの活性化」、大阪府市町村振興協議会おおさか市町村職員研修研究センター、『マッセ Osaka 研究紀要』(10)、23 - 37 頁、2007 年。
15. 宮川公男・大守隆編、『ソーシャルキャピタル：現代経済社会のガバナンスの基礎』東洋経済新報社、2005 年。
16. 宮本憲一『地域開発はこれでよいか』岩波書店、1973 年。
17. 日本地域福祉研究所、『コミュニティソーシャルワークの理論』、2005 年。
18. 日本社会教育学会、『日本の社会教育 第 50 集 社会的排除と社会教育』東洋館出版、2006 年。
19. 野口定久、『地域福祉論：政策・実践・技術の体系』ミネルヴァ書房、2009 年。
20. 岡田真、『コミュニティ・ワーク論 地域づくりのノウ・ハウ』大明堂、1981 年。
21. 岡村重夫、『地域福祉論』光生館、1974 = 2009 年。
22. **Putnam, Robert, *Bowling Alone: The Collapse and Revival of American Community*, Simon & Schuster, 2001.** (= 2006 年、ロバート・D・パットナム、柴内康文訳、『孤独なボウリング 米国コミュニティの崩壊と再生』柏書房)。
23. **Putnam, Robert, *Making Democracy Work: Civic Traditions in Modern Italy*, Princeton University Press, 1994.** (= 2001 年、ロバート・D・パットナム、河田潤一訳、『哲学する民主主義 伝統と改革の市民的構造』NTT 出版)。
24. 佐藤寛編『援助と社会関係資本：ソーシャルキャピタル論の可能性』(アジア経済研究所) 2001 年。
25. 冷水豊編著、『「地域生活の質」に基づく高齢者ケアの推進 フォーマルケアとインフォーマルケアの新たな関係をめざして』有斐閣、2009 年。
26. 園田恭一・西村昌記編著、『ソーシャル・インクルージョンの社会福祉 新しい つながりを求めて』ミネルヴァ書房、2008 年。
27. 杉万俊夫編著、『よみがえるコミュニティ』ミネルヴァ書房、2000 年。
28. 杉本貴代栄編著、『フェミニスト福祉政策原論 社会福祉の新しい研究視角を求めて』ミネルヴァ書房、2004 年。
29. 杉本敏夫・斉藤千鶴編著、『コミュニティワーク入門』中央法規、2003 年。
30. 高橋満、『社会教育の現代的実践』創風社、2003 年。
31. 、『NPO の公共性と生涯学習のガバナンス』東信堂、2009 年。
32. 、 「モンゴルの社会変動と成人教育」、東北大学大学院教育学研究科『研究年報』第 60 集、第 2 号、第 58 集、第 1 号、69-90 頁、2009 年。
33. 、 「地域の力とまちづくり・人づくり～ソーシャルキャピタルと成人教育」認知症介護研究・研修仙台センター『地域住民連携による認知症・介護予防サービス企画事例集～地域づくりとソーシャルキャピタル』社会福祉法人東北福祉会、7 - 22 頁、2010 年。
34. 、 「福祉コミュニティづくりと公民館の存立関係--松本市島内地区公民館を事例に」、東北大学大学院教育学研究科『研究年報』第 59 集、第 1 号、129 - 158 頁、2010 年。
35. 「看護の力をどのように育むのか 労働の場における学びの構造と方法」、東北大学大学院教育学研究科『研究年報』第 60 集、第 1 号、143 - 168 頁、2011 年。
36. 「看護の力をどのように育むのか 労働の場における学びの構造と方法(2)」、東北大学大学院教育学研究科『研究年報』第 60 集、第 2 号、99 - 124 頁、2012 年。
37. **Thomas, D. David, *The Making of Community Work*, George Allen & Unwin Publishers, 1983.**
38. 鶴見和子・川田侃編『内発的発展論』東京大学出版会、1989 年。
39. 右田紀久恵・上野谷加代子・牧里毎治編著、『福祉の地域化と自立支援』中央法規、2000 年。
40. 右田紀久恵著『自治型地域福祉の理論』法律文化社、2005 年。
41. 渡邊洋一、『コミュニティケア研究 知的障害をめぐるコミュニティケアからコミュニティ・ソーシャルワークの展望』相川書房、2000 年。

5. 主な発表論文等

{雑誌論文}(計 3 件)

槇石多希子、南紅玉「地域社会への参加と「生活に埋め込まれた学習」：「国際結婚」をした外国人女性の定住過程」『人間の発達 仙台白百合女子大学人間発達研究センター紀要』(10)、59-75、2015 年.査読あり。

榎石多希子、李篠平、高橋満「社会変動下における高学歴女性のライフコースと学歴・文化資本(1)中国・外国語大学日本語学科 1983 年卒業生の事例」『人間の発達』仙台白百合女子大学人間発達研究センター紀要 (10), 37-57, 2015 年. 査読あり.

Earthquake Disaster and the Potential of Adult Art Education: The Significance of Holistic Learning.[5th International Multidisciplinary Scientific Conference on Social Science and Arts SGEM,6(3),(2018),133-143] TAKAHASHI Mitsuru, Makiishi Takiko, peer reviewed

〔学会発表〕(計 1 件)

Earthquake Disaster and the Potential of Adult Art Education:The Significance of Holistic Learning.[5th International Multidisciplinary Scientific Conference on Social Science and Arts ,(2018),TAKAHASHI Mitsuru, Makiishi Takiko.

〔図書〕(計 1 件)

成人教育の社会学.[東信堂,(2017)]高橋満編著、総ページ数 329 ページ、松本大、榎石多希子、丸山里奈ほか、榎石多希子担当部分 76 ~ 93, 190 ~ 233、236 ~ 288 .

〔産業財産権〕

出願状況 (計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年：
国内外の別：

取得状況 (計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年：
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。